



第1編2章3

国家社会と人間性(1)

pp.36～37

カントによる道徳法則の三つの形式

●普遍性について

このように「絶対的で必然的な」定言命法はただ一つであり、次のように表現される。君は、君の行動原理が同時に普遍的な法則となることを欲することができるような行動原理にだけしたがって行為せよと。

●人格について

君は、みずからの人格と他のすべての人格のうち存在する人間性を、いつでも、同時に目的として使用しなければならず、いかなる場合にもたんに手段として使用してはならない。

●目的の国について

「目的の国がたんに可能なだけであるとしても、こうした目的の国において普遍的に立法する国民の行動原理にしたがって行為せよ」という法則は、定言的に命じるものであるから、効力が失われることはないのである。(カント, 中山元訳『道徳形而上学の基礎づけ』光文社古典新訳文庫)